

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	T I S 株式会社
【英訳名】	TIS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 岡本 安史
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5337-7070
【事務連絡者氏名】	企画本部 コーポレートガバナンス推進部長 高木 啓一
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
【電話番号】	03-5337-7070
【事務連絡者氏名】	企画本部 コーポレートガバナンス推進部長 高木 啓一
【縦覧に供する場所】	T I S 株式会社 名古屋本社 (名古屋市西区牛島町6番1号) T I S 株式会社 大阪本社 (大阪市北区堂島浜一丁目2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2026年6月23日開催の当社第18期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金42円

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更するものであります。

1. 当社の完全子会社である株式会社インテックとの吸収合併に伴い、2026年7月1日を効力発生日として当社商号を「T I S I 株式会社」に変更を行うとともに、合併および今後の事業展開に備えた事業目的の追加・変更を行うものであります。
2. 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
3. 将来における取締役会運営の多様な在り方を見据え、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が取締役会を招集し、議長となることができるよう、所要の変更を行うものであります。
4. 経営の監督機能と業務執行機能の分離を明確化し、責任の所在を一層明確にするため、執行役員制度の位置付けを見直し、社長を含む業務執行を担う経営層を執行役員として選定できるよう、所要の変更を行うものであります。
5. その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、桑野徹、岡本安史、堀口信一、疋田秀三、眞門聡明、中村清貴、須永順子、古澤満宏および岩崎尚子の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、岸本秀樹、小野行雄、山川亜紀子および工藤裕子の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額150百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度の内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員に対する業績連動型の株式報酬制度の報酬額につき、3事業年度を対象期間として、その金員拠出上限は1,810百万円、交付株式数上限は690,000株とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	1,905,849	345	491	(注)1	可決(99.07%)
第2号議案	1,905,519	675	491	(注)2	可決(99.05%)
第3号議案					
桑野 徹	1,859,652	40,237	6,786	(注)3	可決(96.67%)
岡本安史	1,851,278	48,609	6,786		可決(96.23%)
堀口信一	1,872,903	33,283	491		可決(97.36%)
足田秀三	1,875,456	30,731	491		可決(97.49%)
眞門聡明	1,875,454	30,733	491		可決(97.49%)
中村清貴	1,875,377	30,809	491		可決(97.48%)
須永順子	1,902,605	3,588	491		可決(98.90%)
古澤満宏	1,860,792	45,392	491		可決(96.73%)
岩崎尚子	1,905,319	875	491		可決(99.04%)
第4号議案					
岸本秀樹	1,834,072	72,112	491	(注)3	可決(95.34%)
小野行雄	1,901,061	5,132	491		可決(98.82%)
山川亜紀子	1,901,205	4,988	491		可決(98.83%)
工藤裕子	1,901,144	5,049	491		可決(98.82%)
第5号議案	1,903,184	1,561	1,939	(注)1	可決(98.93%)
第6号議案	1,903,285	1,460	1,939	(注)1	可決(98.93%)
第7号議案	1,880,599	25,591	491	(注)1	可決(97.76%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上